

## 特別障害者手当障害程度表

令別表第2

根拠	内容	障がい程度	
令 第1条 第2項 第1号	右の第1号から第7号までのいずれか2つ以上の障がいがあるもの (令別表第2)	1	両眼の視力の和が0.04以下のもの
		2	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
		3	・両上肢の機能に著しい障がいを有するもの ・両上肢のすべての指を欠くもの ・両上肢のすべての指の機能に著しい障がいを有するもの
		4	・両下肢の機能に著しい障がいを有するもの ・両下肢を足関節以上で欠くもの
		5	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障がいを有するもの
		6	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
		7	精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
令 第1条 第2項 第2号	1 上記の第1号から第7号のうち、いずれか1つの障がいを有しかつ、右の1から11までのいずれか2つの障がいを有するもの	1	両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの
		2	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
		3	平衡機能にきわめて著しい障がいを有するもの
		4	そしゃく機能を失ったもの
		5	音声又は言語機能を失ったもの
		6	・両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの ・両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
		7	・一上肢の機能に著しい障がいを有するもの ・一上肢のすべての指を欠くもの ・一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
		8	・一下肢の機能を全廃したもの ・一下肢の大腿の2分の1以上で欠くもの
		9	体幹の機能に歩くことができない程度の障がいを有するもの
		10	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする同程度のもの（視野障がいにおいて、両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼の視野について視能率による損失率が90パーセント以上のものを含む）
	11	精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの	
	2 右に掲げる程度の障がいの状態を有するもの		別表第2の第3号から第5号まで（上記1-3・1-4・1-5）のいずれか1つの障がいを有し、かつ「日常生活動作評価表」に日常生活動作能力の各動作の該当する点を加算したものが10点以上のもの
令 第1条 第2項 第3号	右のいずれかに該当するもの	1	障害児福祉手当の認定基準のうち、内部障がい又はその他の疾患に該当する障がいを有するものであって「安静度表」の1度（絶対安静）に該当する状態を有するもの
		2	障害児福祉手当の認定基準のうち、精神障がいに該当する障がいを有するものであって、「日常生活能力判定表」の各動作及び行動に該当する点を加算したものが14点となるもの

※2-2・3-1・3-2の場合は、それのみで認定できるが、その他の場合は重複障がいであることが認定の要件となります。